

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
川崎町	川崎地区(太田・永井集落、その他の川崎地区)	令和4年1月7日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	142.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	75.5ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	12.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.35ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24ha
(備考) 農地中間管理機構の活用を検討している農地面積0.5ha	

注1:③の「80才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・病虫害・鳥獣被害により収益の減少となっている。また、被害防止のための労力が大きい状況である。
- ・農地の集約化がされておらず、農作業時の移動、農地の維持管理において、無駄な労力を要している。
- ・一部の集落の農地では、農地の大きさや形状により農作業しづらいため、基盤整備を行い耕作しやすい環境整備が必要である。
- ・中心経営体への集約が進んだ場合、草刈りの負担増加、水の管理も難しくなり、耕作に支障が出るのが想定される。
- ・高い収益が得られるような作付け品目への転換が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

太田・永井集落の中心経営体については、麦と水稻の二毛作に取り組んでいるが、鳥獣被害が多く収益の減少となっており、被害防止対策が必要である。また、地区での中心経営体である認定農業者へのサポートを行っていく。

その他の川崎地区については、基盤整備を行い耕作しやすい環境整備を集落中心に行っていく。また、後継者の育成を行いながら、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者を受け入れることにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。